



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月15日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

自動車税納税通知書等作成業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成19年4月2日から平成19年7月13日まで

(4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、はがき加工1枚当たり、封入封かん1枚当たり及び封書式届出書1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者としてします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026(235)7051

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月29日 午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎107会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成19年3月20日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、すべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成19年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び調達仕様書によります。

税 務 課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-13第 428号	株式会社栄建設	樋口 裕彦	飯山市大字飯山275-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業）の取消し	平成18年12月9日	平成18年11月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第19460号	有限会社ワカバヤシ	斉藤 廣志	飯田市上久堅407	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年12月1日	平成18年10月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第 1605号	後藤建設株式会社	後藤 賢	下伊那郡阿南町新野502	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年12月1日	平成18年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 1605号	後藤建設株式会社	後藤 賢	下伊那郡阿南町新野502	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業及び造園工事業）の取消し	平成18年12月1日	平成18年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 7399号	株式会社ピーエヌシー	西牧 太郎	松本市大字今井2327-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気工事業、熱絶縁工事業及び消防施設工事業）の取消し	平成18年12月1日	平成18年11月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第19983号	株式会社コーワリベロ	小椋 貞治	松本市石芝4-4-27	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建具工事業）の取消し	平成18年12月1日	平成18年11月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第16937号	株式会社日建エンジニアリング	加賀 修	松本市両島7-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（さく井工事業）の取消し	平成18年12月1日	平成18年11月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第15619号	有限会社立花板金工業所	立花 唯重	北安曇郡松川村5794-55	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年12月6日	平成18年11月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第13704号	有限会社鳥屋工務店	鳥屋 基雄	大町市大町3790-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年12月8日	平成18年11月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-14第 2676号	株式会社田島組	手塚高志	松本市大字島立1728-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業)の取消し	平成18年12月12日	平成18年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 2676号	株式会社田島組	手塚高志	松本市大字島立1728-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成18年12月12日	平成18年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第 2293号	中野興業株式会社	石渡陸夫	中野市大字新井445-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年12月12日	平成18年11月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-15第 78号	株式会社信和建設	前田信	諏訪市大字豊田370-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年12月14日	平成18年11月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第18564号	株式会社高樹	高島重男	上田市生田4169-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成18年12月19日	平成18年12月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第 167号	奥原建設株式会社	奥原晃	東筑摩郡波田町9832-12	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年12月20日	平成18年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第14357号	龍峽アスコン株式会社	西尾安廣	飯田市嶋148-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成18年12月21日	平成18年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第16086号	株式会社キノコ タハウジング	木下隆由	飯田市松尾町1-22	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年12月21日	平成18年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-16第22541号	中部環境整備株式会社	壬生慶治	飯田市座光寺4796-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年12月21日	平成18年12月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-16第 3907号	依田建設	依田 勝	南佐久郡南相木村 3221	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年 12月21日	平成18年12月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17第14674号	株式会社富士屋工務店	藤井 雅人	松本市大字里山辺 3426	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年 12月27日	平成18年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第14674号	株式会社富士屋工務店	藤井 雅人	松本市大字里山辺 3426	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成18年 12月27日	平成18年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第 278号	平井建築	平井 良平	木曾郡木曾町福島 5751-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年 12月28日	平成18年12月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第 8857号	有限会社安西組	安西 邦明	千曲市大字千本柳 200	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成18年 12月28日	平成18年12月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第 556号	山本工業株式会社	山本 勇	上田市生田3524-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成19年 1月9日	平成18年12月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第 5753号	有限会社林建設	林 重義	上田市新町198	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成19年 1月9日	平成18年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第14135号	株式会社秀和住研	土屋 薫	東御市和1405-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成19年 1月9日	平成18年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第22749号	ハウジングスポット	石田 慎一	伊那市伊那部1621	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年 1月9日	平成18年12月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第11475号	有限会社清水建設工業	清水 治雄	長野市大字石渡43-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年 1月9日	平成18年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-18第16771号	株式会社日藤	藤岡友伯	長野市大字高田458-15伊藤ビル	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業)の取消し	平成19年1月9日	平成18年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第16942号	有限会社江本工務店	江本義弘	小諸市御影新田1326-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年1月11日	平成18年1月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第575号	株式会社百瀬豊建設	百瀬靖三	松本市大字島立1572	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成19年1月11日	平成18年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18第21654号	伊那建運株式会社	宮坂光徳	上伊那郡箕輪町三日町861-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成19年1月12日	平成18年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第14080号	有限会社大光建設	河本星司	伊那市伊那部6116-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及びとび・土工事業)の取消し	平成19年1月12日	平成18年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第4396号	松戸住宅建設株式会社	中澤明	長野市松代町松代69	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、大工工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年1月15日	平成19年1月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17第4396号	松戸住宅建設株式会社	中澤明	長野市松代町松代69	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業)の取消し	平成19年1月15日	平成19年1月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第20128号	株式会社ノムラホームーホーム	伊藤友三	長野市大字大町906-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(水道施設工事業)の取消し	平成19年1月16日	平成19年1月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第17971号	信和建設株式会社	宮下喜美子	安曇野市明科七貴4750	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成19年1月16日	平成18年11月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-15第22321号	有限会社高橋建工	高橋公位	安曇野市明科中川手4137	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年1月16日	平成18年11月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第10318号	株式会社田中住建	田中 信一	佐久市大字長土呂819-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事)の取消し	平成19年1月17日	平成19年1月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第10318号	株式会社田中住建	田中 信一	佐久市大字長土呂819-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成19年1月17日	平成19年1月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第21835号	石山工業	石山 伸一郎	上田市大字芳田1380-74	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及び管工事業)の取消し	平成19年1月22日	平成18年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第20040号	増澤瓦店	増澤 弘繁	安曇野市豊科田沢4617	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業)の取消し	平成19年1月22日	平成18年12月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第15524号	株式会社積匠	森 尻 晃	長野市稲里町下水鉋1069-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年1月23日	平成19年1月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第11300号	有限会社岩本建設	岩本 充史	大町市大町6449-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年1月26日	平成19年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第22824号	株式会社細野建設	細野 智明	北安曇郡小谷村大字中土6533-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成19年1月26日	平成19年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第11039号	増田工業株式会社	増田 敏也	長野市大字南長野妻科255-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(水道施設工事業)の取消し	平成19年1月29日	平成19年1月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-15第22409号	アスコット・ナカジマ	中島正彦	埴科郡坂城町大字坂城9014-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年1月29日	平成19年1月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第20253号	西幸ハウジング	西村幸治	安曇野市堀金烏川2163-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年1月31日	平成19年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第7688号	有限会社渋谷建築	渋谷文男	駒ヶ根市赤穂9173	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年1月31日	平成19年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第12734号	小林管工務店	小林友視	松本市大字島立665-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成19年1月31日	平成19年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

土木政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月15日

長野県長野建設事務所長 有賀良夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電子複写機 2台(附属機器及び消耗品を含みます。)
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 借入の期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 納入場所
長野市大字南長野南県町686-1 浅川改良事務所
長野市大字小鍋字神白沖3479-23 裾花ダム管理事務所
- (5) 入札方法
1年間当たりの賃借額及び複写1回当たりの単価について行います。(詳細は、入札説明書によります。)。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所
電話 026(234)9537
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月27日(火) 午後2時
イ 場所 長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野合同庁舎 503号会議室
 - (3) 郵便入札の可否